

## 令和5年度 高鍋町放課後児童クラブ入会のご案内

放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生(放課後児童)に対し、授業の終了後に町内の施設を利用して適切な遊びや生活の場を提供することで健全な育成を図るものです。

### 1 実施場所および定員

東小学校区		西小学校区	
高鍋東小学校放課後児童クラブ	70名	高鍋西小学校放課後児童クラブ	40名
高鍋幼稚園ひまわり児童クラブ	30名	なでこ児童館放課後児童クラブ	70名
にしん保育園なかよし児童クラブ	35名		
明倫保育園めいりん児童クラブ	20名		

### 2 対象児童

町内の小学校に在学し、放課後、家に家族のいない6年生までの児童

### 3 入会要件・提出書類

	入会要件	提出書類
①	就労 ※月15日以上・日中4時間以上の就労が必要 ※概ね15時以降まで勤務している必要があります。	就労証明書兼自己申告書
②	疾病・障がい等により入院・居宅療養中	就労証明書兼自己申告書 添付書類: 医師の診断書、手帳の写しなど、状況を確認できるもの
③	親族の看護・介護	就労証明書兼自己申告書 添付書類: 介護される方の医師の診断書、手帳の写しなど、介護等が必要な状況を確認できるもの
④	妊娠・出産 ※産前8週・産後8週の期間 ※育児休業期間は入会要件に該当しません。 産後8週後に育児休業を取得された場合、退会となります。	就労証明書兼自己申告書 添付書類: 母子手帳の写しなど出産(予定)日を確認できるもの
⑤	就学 ※概ね月15日以上・日中4時間以上の就学が必要	就労証明書兼自己申告書 添付書類: 在学証明書など就学の状況を確認できるもの

### 4 申込受付期間

以下の申込期限までに高鍋町役場福祉課までお申し込みください。

	申請受付期間	
4月入会	令和4年11月24日(木)から令和4年12月28日(水)まで	
5月以降入会 (※随時受付)	入会を希望する月の前月15日まで (※15日が土・日・祝日の場合は直前の役場開庁日)	
長期休業 期間入会	春季休業(令和4年度)	令和5年1月13日(金)から令和5年2月15日(水)まで
	夏季休業	令和5年5月15日(月)から令和5年6月15日(木)まで
	冬季休業	令和5年10月13日(金)から令和5年11月15日(水)まで
	春季休業(令和5年度)	令和6年1月15日(月)から令和6年2月15日(木)まで

※長期休業期間についても、各クラブの定員等により入会できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### 5 利用者負担金

①通常利用: 月額4,000円(8月のみ5,000円)

②長期休業期間利用(新たに長期休業のみ利用の際の料金を設定しました。)

区分	利用者負担金額
春季休業のみ利用	4,000円
夏季休業のみ利用	7,000円
冬季休業のみ利用	4,000円

※各児童クラブで個別に支払方法を定めています。また各児童クラブで定める支払期限までにお支払いください。

※利用料を滞納すると利用の取り消しを含めた指導に応じていただきます。

※月途中で退会する場合、利用者負担金は、退会届に記入した退会期日の属する月まで(日割り計算はありません)発生し、その翌月からは発生しません。

### ③年間傷害保険料(入会時)

入会する全てのお子さんへ加入していただく必要があります。保険料等、詳細は各児童クラブへお問い合わせください。

## 6 開所時間

①授業のある日 児童の下校時から午後6時30分まで

②授業のない日 午前7時30分から午後6時30分まで

※授業のない日とは、土曜日及び春・夏・冬の長期休業期間等です。

## 7 休業日

①日曜日 ②国民の祝日 ③12月29日から1月3日までの年末年始 ④町長が特に認める日

※災害、その他各児童クラブの都合等により休業とすることがあります。

## 8 入会決定

4月入会は3月上旬までに、5月以降入会は入会月の前月末までに入会決定をお知らせします。

※申し込みが定員を超えた場合はきょうだいのうち年少の児童のみ入会決定となる場合や、入会できない場合もありますのでご了承ください。

## 9 入会審査

入会審査については、申請内容・児童クラブの状況等を総合的に判断のうえ選考します。

## 10 申請事項の変更

以下の事項に変更があった場合には速やかに入会事項変更届を提出してください。

①住所や氏名、同居家族の変更など家庭状況の変更に関する事

②勤務先・勤務先電話・勤務形態・就労時間の変更など就労状況の変更に関する事

※就労証明書兼自己申告書の提出も必要です。

※雇用期間に限りがあり、更新がされた場合には就労証明書の再提出をお願いします。

③緊急連絡先

## 11 退会

退会届の提出をもって退会となります。退会を希望する月末までに退会届を提出してください。

また、以下の場合には利用の取り消しを含めた指導に応じていただきます。

①入会児童が無断で1カ月以上児童クラブに出席しないとき

②利用料の滞納があったとき

③保護者または入会児童が入会の条件を守らない・支援員の指示に従わないとき

④退職したなど利用要件に該当しなくなったとき

## 12 その他

① 児童クラブを利用できる期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までのうち、保護者が就労等(求職活動は対象外)により昼間家庭にいない期間となります

②学校給食がない日は弁当を持参してください

③欠席する場合には事前に必ず児童クラブに連絡し、無断で欠席することがないようにしてください

④保護者の方は緊急時に必ず連絡を取れるようにしておいてください

⑤原則として転園は認めていません。あらかじめご了承ください。

### 【5月以降入会希望の申込期限一覧】

	申込期限		申込期限
5月入会希望	令和5年4月14日(金)	11月入会希望	令和5年10月13日(金)
6月入会希望	令和5年5月15日(月)	12月入会希望	令和5年11月15日(水)
7月入会希望	令和5年6月15日(木)	1月入会希望	令和5年12月15日(金)
8月入会希望	令和5年7月14日(金)	2月入会希望	令和6年1月15日(月)
9月入会希望	令和5年8月15日(火)	3月入会希望	令和6年2月15日(木)
10月入会希望	令和5年9月15日(金)		

※詳しくは、高鍋町役場福祉課子ども支援係(☎26-2010)までお問い合わせください。